



# 鳥取県公報

平成27年 6 月18日 (木)  
号外第 6 9 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

- ◇ 告 示 農業近代化資金の利子補給率の一部改正 (443) (経営支援課) . . . . . 2

# 告 示

**鳥取県告示第443号**

平成23年鳥取県告示第496号（農業近代化資金の利子補給率について）の一部を次のように改正する。

平成27年 6 月 18 日前に鳥取県農業近代化資金利子補給規則（昭和37年鳥取県規則第 2 号）第 4 条の規定による利子補給契約に基づき利子補給について知事の承認の行われている農業近代化資金については、なお従前の例による。

平成27年 6 月 18 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																
<p>1 略</p> <p>2 規則第 3 条第 2 項の利子補給率</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">利子補給率を上乗せする資金</th> <th style="width: 30%;">上乗せする率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>規則別表第 1 号、第 5 号又は第 8 号に掲げる資金（償還期限が <u>9 年以内</u>であるものに限る。）のうち当該資金を借り受けた者の住所地を所管する市町村（以下「市町村」という。）が年 <u>0.175 パーセント</u> の割合で利子補給金を交付するもの</td> <td style="text-align: center;">年 <u>0.175</u> パーセント</td> </tr> <tr> <td>規則別表第 1 号、第 5 号又は第 8 号に掲げる資金（償還期限が <u>9 年</u>を超え11年以内であるものに限る。）のうち市町村が年 <u>0.225</u> パーセントの割合で利子補給金を交付するもの</td> <td style="text-align: center;">年 <u>0.225</u> パーセント</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	利子補給率を上乗せする資金	上乗せする率	規則別表第 1 号、第 5 号又は第 8 号に掲げる資金（償還期限が <u>9 年以内</u> であるものに限る。）のうち当該資金を借り受けた者の住所地を所管する市町村（以下「市町村」という。）が年 <u>0.175 パーセント</u> の割合で利子補給金を交付するもの	年 <u>0.175</u> パーセント	規則別表第 1 号、第 5 号又は第 8 号に掲げる資金（償還期限が <u>9 年</u> を超え11年以内であるものに限る。）のうち市町村が年 <u>0.225</u> パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年 <u>0.225</u> パーセント	略		<p>1 略</p> <p>2 規則第 3 条第 2 項の利子補給率</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">利子補給率を上乗せする資金</th> <th style="width: 30%;">上乗せする率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>規則別表第 1 号、第 5 号又は第 8 号に掲げる資金（償還期限が <u>8 年以内</u>であるものに限る。）のうち当該資金を借り受けた者の住所地を所管する市町村（以下「市町村」という。）が年 <u>0.20 パーセント</u> の割合で利子補給金を交付するもの</td> <td style="text-align: center;">年 <u>0.20</u> パーセント</td> </tr> <tr> <td>規則別表第 1 号、第 5 号又は第 8 号に掲げる資金（償還期限が <u>8 年</u>を超え11年以内であるものに限る。）のうち市町村が年 <u>0.225</u> パーセントの割合で利子補給金を交付するもの</td> <td style="text-align: center;">年 <u>0.225</u> パーセント</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	利子補給率を上乗せする資金	上乗せする率	規則別表第 1 号、第 5 号又は第 8 号に掲げる資金（償還期限が <u>8 年以内</u> であるものに限る。）のうち当該資金を借り受けた者の住所地を所管する市町村（以下「市町村」という。）が年 <u>0.20 パーセント</u> の割合で利子補給金を交付するもの	年 <u>0.20</u> パーセント	規則別表第 1 号、第 5 号又は第 8 号に掲げる資金（償還期限が <u>8 年</u> を超え11年以内であるものに限る。）のうち市町村が年 <u>0.225</u> パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年 <u>0.225</u> パーセント	略	
利子補給率を上乗せする資金	上乗せする率																
規則別表第 1 号、第 5 号又は第 8 号に掲げる資金（償還期限が <u>9 年以内</u> であるものに限る。）のうち当該資金を借り受けた者の住所地を所管する市町村（以下「市町村」という。）が年 <u>0.175 パーセント</u> の割合で利子補給金を交付するもの	年 <u>0.175</u> パーセント																
規則別表第 1 号、第 5 号又は第 8 号に掲げる資金（償還期限が <u>9 年</u> を超え11年以内であるものに限る。）のうち市町村が年 <u>0.225</u> パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年 <u>0.225</u> パーセント																
略																	
利子補給率を上乗せする資金	上乗せする率																
規則別表第 1 号、第 5 号又は第 8 号に掲げる資金（償還期限が <u>8 年以内</u> であるものに限る。）のうち当該資金を借り受けた者の住所地を所管する市町村（以下「市町村」という。）が年 <u>0.20 パーセント</u> の割合で利子補給金を交付するもの	年 <u>0.20</u> パーセント																
規則別表第 1 号、第 5 号又は第 8 号に掲げる資金（償還期限が <u>8 年</u> を超え11年以内であるものに限る。）のうち市町村が年 <u>0.225</u> パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年 <u>0.225</u> パーセント																
略																	